令和8年度

認定こども園・保育所(園)・幼稚園入所申込みのご案内・

令和8年4月1日以降の認定こども園、保育所(園)及び幼稚園 入所児童を募集いたします。

入所を希望する保護者の方は、「令和8年度認定こども園・保育所(園)・幼稚園入所申込みのご案内」の内容をご留意のうえ入所の申込みをしてください。

受付期間 令和7年12月1日(月)~令和7年12月26日(金)

※入所決定については、期間中に申し込まれた方が優先となります。

※年度途中の申込みも随時受付いたします。

申 込 先 入所を希望する認定こども園・保育所(園)・幼稚園に直接お申し込みください。 なお、施設や保育状況を見学したい方は事前に電話などで確認してください。



※在所児で継続入所を希望する場合は、現況届を入所希望の 保育所等に提出してください。



提出された支給認定申請書・添付書類等により支給認定の審査を行います。 4月入所の支給認定証及び入所選考結果の通知は、2月下旬発送予定です。



お問い合わせ 鶴田町役場 子ども健康課 子育て支援係 電話 0 1 7 3 - 2 2 - 2 1 1 1 内線 1 3 5 • 1 4 5

目 次

1.	認定こども園とは	•	• •	P 2
2.	保育所(園)とは			P 2
3.	幼稚園とは			P 2
4.	教育・保育給付認定とは			P 2
5.	保育所(園)等に入所できる基準(2号・3号認定)			P 2
6.	保育必要量と有効期間(2・3号認定)			Р3
7.	入所申込み及び現況届に必要な書類			P 4
8.	マイナンバー確認について			P 4
9.	「保育の利用を必要とする事由」を確認する書類			P 5
10.	広域入所について			P 6
11.	障害児保育について	•		P 6
12.	現況届とは	•		P 6
13.	家庭の状況に変更があった場合には		•	P 6
14.	退所について	•		P 6
15.	「5月」以降の入所について			P 6
16.	利用調整について			P 6
	別表 1	•		P 7
	別表 2			P 8
17.	町内施設一覧			P 9
18.	保育料について			P 10
19.	幼児教育・保育の無償化について			P11
	別表 3			P 13
	別表 4			P 14
20.	鶴田町保育等利用者負担額・副食費支援給付金事業			P 15
	について			

1. 認定こども園とは

幼稚園(1号認定)と保育所(園)(2号・3号認定)の機能や特徴を合わせ持った施設です。

2. 保育所(園)とは

保育所(園)は、保護者が就労や病気、親族の介護などにより、子どもを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。(2号・3号認定)したがって、保育を必要とする事由が必要です。(5.保育所(園)等に入所できる基準)

3. 幼稚園とは

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

4. 教育・保育給付認定とは

支給認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望	幼稚園 認定こども園(教育)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育所(園)等での保育を希望	保育所(園) 認定こども園(保育)
3号認定(保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育所(園)等での保育を希望	保育所(園) 認定こども園(保育)

5. 保育所(園)等に入所できる基準(2号・3号認定)

- ① 就労(フルタイム・パートタイム、夜間、自営業など基本的にすべての就労を含む)
- ② 妊娠中であるか、出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っていること。
- (7) 就学(職業訓練高等における職業訓練を含む)
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業取得時に、既に利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められること。

6.保育必要量と有効期間(2・3号認定)

区	保育を必要とする事由	保育必要量※	有効	期間	
分	WH CDAC) OTH	休月必安里次 	2号認定	3号認定	
	就労(月120時間以上)	保育標準時間			
1	就労(月48時間以上 120時間未満)	保育短時間	小学校就学前まで	満3歳に達する日の 前日まで	
2	妊娠・出産	保育標準時間	出産予定日の8週前の 産後8週間を経過する の末まで		
3	疾病・障害	保育標準時間			
4	介護・看護	就労に準ずる	小学校就学前まで	満3歳に達する日の 前日まで	
5	災害復旧	保育標準時間			
6	求職活動(起業準備を含む)	保育短時間	90日(3ヶ月) ※状況に応じて3ヶ月の延長は可能		
7	就学(職業訓練校等を含む)	就労に準ずる	る 卒業または修了予定日が属する月のえ		
8	虐待やDVのおそれ	保育標準時間	小学校就学前まで	満3歳に達する日の 前日まで	
9	育児休業	保育短時間	育児休業期間の月末まで※		

備考

(1) 保護者の状況によって保育の必要量(保育所等の利用時間)が決まります。

保育標準時間:1日最長11時間の利用	 標準・短時間の利用可能時間帯は各施設で設定。
保育短時間:1日最長8時間の利用	それ以外の時間は延長保育(有料)が可能。

ただし、実際に保育を利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間等、現に保育を必要とする時間の範囲での利用になります。

- (2) 育児休業中は、保育の必要性が認められないため、育児休業の対象となっている子ども 及びその兄弟が保育所等の利用を申込みすることはできません。ただし、育児休業開始前 に、育児休業の対象になっている子どもの兄弟が、既に保育所等を利用している場合には 継続して利用することができます。
- (3) 育児休業の対象となっている子どもが利用可能となるのは、育児休業終了日の翌日が 1日~15日までの場合は前月の1日から、16日以降の場合はその月の1日からです。

- 7. 入所申込み及び現況届に必要な書類
 - 〇保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定)
 - ①施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼現況届・利用申込書 ※児童1名につき1枚必要です。
 - ②「保育の利用を必要とする事由」を確認する書類(P5)
 - 〇幼稚園・認定こども園(1号認定)
 - ●施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書兼現況届・利用申込書 ※児童1名につき1枚必要です。

◇世帯に在宅障害児(者)がいる方は・・・

保育料が軽減される場合がありますので、その方の手帳(身体障害者手帳・愛護 手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書等)の写し を提出してください。

8. マイナンバー確認について

申請時にマイナンバーの確認がありますので、ご了承願います。

- ①個人番号カード(番号確認と身元確認)
- ②通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)
- ③個人番号の記載された住民票の写し(番号確認)と運転免許証など(身元確認)



9. 「保育の利用を必要とする事由」を確認する書類

区分	保育を必要とする事由	必要書類
1	就労	就労証明書
2	妊娠・出産	母子手帳の写し(出産予定日がわかるもの)
3	疾病・障害	診断書、身体障害者・愛護・精神手帳等の写しなど
4	介護・看護	介護に関する申告(証明)書
5	災害復旧	罹災証明書の写し
6	求職活動(起業準備を含む)	求職状況申告書及び求職活動支援機関等利用証明書
7	就学(職業訓練校等を含む)	在学証明書 又は 学生証の写し
8	虐待やDVのおそれ	申立書など
9	育児休業	就労証明書

- (1) 保育の利用を必要とする事由を確認する書類が提出できない場合は、「保育の利用を必要とする証明書等を提出できない申立書」を提出してください。
- (2)入所途中に、保護者等の勤務条件や保育を必要とする事由に変更があった場合は、 速やかに届け出てください。
- (3)入所されても、家庭での保育が可能な状況になったことを確認した場合、退所していただきます。



10. 広域入所について

保護者のいずれかが、希望施設の所在する市町村へ通勤・通学又は、保護者が出産のため 一時的に希望施設等の市町村に居住する(里帰り出産)等の場合、他市町村の施設利用が可 能な場合があります。

広域入所を希望される場合は、現在住民登録されている役所へお問い合わせください。

11. 障害児保育について

心身に中度・軽度の障害があり集団保育が可能な児童に対して、社会性の成長等を促進することを目的とする保育を行っています。よって、発達を促すことを目的とした入所は行っていません。

なお、障害児保育を希望される場合は利用申込みに加えて別途手続きが必要です。役場子 ども健康課又は、障害児保育対象施設までお問い合わせください。

※障害児保育対象施設は、「幼保連携型認定こども園つるた乳幼児園」です。

12. 現況届とは

在所児で、「令和8年度も継続して同保育所等の入所を希望している」、「保育を必要と する事由に引き続き該当している」などの確認のため、年1回現況届を提出してください。

13. 家庭の状況に変更があった場合には

保育の認定事由が変更になった場合は、変更後1週間以内に「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定変更申請(届出)書」を提出してください。

- ①住所、氏名等が変わった場合
- ②勤務先が変わった場合: 就労証明書を提出してください。
- ③妊娠がわかった場合:母子健康手帳(出産予定日が記載されているページ)の写しを提出してください。
- ④その他家庭の状況が変わった場合

14. 退所について

認定こども園(保育)、保育所(園)は家庭での保育ができない児童をお預かりする施設です。 入所後、家庭での保育が可能な状況になった場合は、退所していただきます。

家庭での保育が可能な状況になった場合や、転出等で退所する場合は、「退所届」を提出していただきます。

※町外へ転出し、引き続き同じ保育所等へ通所を希望される場合は、役場子ども健康課へ お問い合わせください。

15. 「5月」以降の入所について

申込期限は、利用希望月の前月の15日までです。15日が土・日・祝休日の場合は、その直前の開庁日となります。添付書類に不備がありますと、入所が遅れる場合もありますので、申込み書類は余裕をもってご用意ください。

16. 利用調整について

保育の利用を希望される方(2号・3号認定)で定員を超える場合は、施設がある市町村が「保育の利用を必要とする事由」に応じ別表1(P7)及び別表2(P8)により調整を行います。

別表 1 保育利用調整基準点数表

「保育の利用を必要とする事由」の事由区分による点数表(基礎点数表)

区分	類型	保護者の状況				
			月160時間以上の勤務に従事	10		
	모습된속	外勤	月120時間以上160時間未満の勤務に従事	9		
	居宅外就労	居宅外自営	月80時間以上120時間未満の勤務に従事	8		
			月48時間以上80時間未満の勤務に従事	7		
			月160時間以上の勤務に従事	9		
1		居宅内自営	月120時間以上160時間未満の勤務に従事	8		
		農業	月80時間以上120時間未満の勤務に従事	7		
	居宅内就労		月48時間以上80時間未満の勤務に従事	6		
			月120時間以上の勤務に従事	7		
		内職	月80時間以上120時間未満の勤務に従事	6		
			月48時間以上80時間未満の勤務に従事	5		
2	妊娠・出産		O前8週(多胎の場合前14週)から産後8週の期間なの期間にある場合	8		
	疾病・負傷・ 障害		1か月以上の入院もしくは入院見込、常時臥床の場合	10		
		疾病負傷	安静を要すると診断された場合または、日常生活に 支障があり、家庭での保育が困難な場合	8		
3				週3日程度の通院加療等が必要な場合	4	
				陪害	身体障害者手帳1~2級該当者、精神保健福祉手帳 1~2級該当者又は愛護手帳該当者	10
			 	身体障害者手帳3級該当者、精神保健福祉手帳3級該当者	8	
4	同居親族等の 介護又は看護	同居の親族 又は看護して	(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護 いる場合	区分1 を準用		
5	災害復旧	震災、風水害	宗、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10		
6	求職中	求職活動(起	2業の準備を含む。) を継続的に行っている場合	8		
	就学•	就学	日中、就学のため、保育をすることができない場合	区分1		
7	職業訓練	職業訓練	日中、職業訓練を受けるため、保育をすることがで きない場合	を準用		
8	虐待・DV	児童相談所等の情報で虐待・DVの可能性がある場合				
9	育児休業中	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童が引き続き利用 することが必要と認める場合				
			育児休業復帰予定	区分1		
1 0	その他		採用予定	を準用		
		前各号	に掲げるもののほか、町長が特別に認める場合	町長が認 める指数		

別表 2 「優先利用」の区分による点数表 (調整点数表)

区分	類型	状 況	基準指数
1	ひとり親世帯	児童が母又は父のみに養育されている場合	10
2	生活保護世帯	経済的自立のため緊急に就労を要する場合	1
3	失業	生計中心者が、利用希望日の前1年以内に離職して おり、就労の必要性が高い場合	2
		児童虐待又はそのおそれがある場合	10
4	社会的養護	DVにより保育を行うことが困難であると認められる場合	3
		その他社会的養護が必要であると認められる場合	1
⑤	児童が障害を有する	障害を有する3歳以上児が、障害児保育を希望し、 利用が適切であると判断された場合	5
9	② 児里が障害を有する	保育所(園)等の利用を希望する児童が、障害を有す る場合	1
6	育児休業明け	保護者が育児休業から復帰するため、育児休業に係る児童が、兄又は姉と同じ保育所(園)等を利用することを希望する場合	10
		上記以外の場合	1
7	兄弟姉妹	兄弟姉妹が同一の保育所(園)等の利用を希望する場 合	1
8	地域型保育事業利用終了児	3号認定施設(地域型保育)から2号認定施設への転 園	5
		他市町村からの委託児童	Δ 3
9	その他町が定める事由	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブ 指導員が、保育等に従事するため保育所(園)等に就 職又は復職する場合	5
		上記以外の場合	町長が認 める指数



17. 町内施設一覧

認定こども園	, –	員 定)	開園時間	延長保	休日保	障害児	一 時 保	バス送	電話番号
(1号·2号·3号)	1号	2号·3号	(延長保育を含む)	育	育	保 育	育	迎	
つるた乳幼児園	15人	45人	7:00~20:00	\bigcirc	\circ	\circ			22-3765
NOGIこども園	10人	20人	7:00~19:00	\circ			\bigcirc	\bigcirc	22-5719
こども園はやせ	15人	50人	7:00~19:00	\circ	0		\bigcirc		22-5847
こども園つるのこ	15人	45人	7:00~19:00	\bigcirc	0			\circ	22-5325
,		•			; 1				
保育所(園)	定	員	開所(園)時間	延長保	休日保	障害児保育	一 時 保	バス送	電話番号
(2号·3号)	(予	定)	(延長保育を含む)	育	育	育	育	迎	
梅沢保育所	20	人	7:00~19:00	\bigcirc				\bigcirc	28-2317
水元保育園	30	人	7:00~19:00	\circ	0			\bigcirc	22-5715
幼稚園	定	員	開 園 預かり傷	園時間 R育を含	む		預かり保	バス送	電話番号
(1 号)	(予	定)	(教育時間)		育	迎			
ひなづる幼稚園	25	i.J.	平日	(8:00 冬時間	60~18 ~15:0 引は14:	00但し	0	0	22-5362
			土曜日	1.3	10~18	.00			



18. 保育料について

保育料の決定方法

保育料は、下記の税額と、令和8年4月1日現在の児童の年齢などによって決定します。 したがって、源泉徴収票や確定申告書の提出は必要ありませんが、年末調整(給与所得者)、 確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。

月	保育料算定の根拠
4月~8月分	令和7年度市町村民税額
9月~3月分	令和8年度市町村民税額

備考

(1)上記に記載する税額は、原則として保護者(父母)の合計額です。ただし、家計の主宰者が別にいる場合は、その方の税額も算入します。

家計の主宰者(生計を維持する中心の方)については、保護者(父母)の所得状況 や、児童を扶養の対象としているか等を次の基準により総合的に判断し決定します。

扶養義務者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される基準

- ①祖父母等が児童を16歳未満の扶養親族として申告している。
- ②父母の所得額の合計が76万円(母子世帯等の場合は38万円)未満の場合で、祖父母等が最多所得又は最多納税者であるとき。
- ③上記で判断できない場合は、状況等を総合的に勘案して判断します。
- (2)保育料算定の根拠となる市町村民税額については、次の控除等は適用されません。 配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・既存住宅の耐震改修をした場合の特別控除・既存住宅の特定の改修工事をした場合の特別控除・一部寄付金控除・ 認定長期優良住宅を新築した場合の特別控除・電子証明書等特別控除
- (3) 保護者が未婚である場合、住民税の寡婦控除をみなし適用することにより、保育料が軽減されることがあります。詳しくはお問い合わせください。

19. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化制度が始まりました。

○幼児教育・保育の無償化の内容

利用施設	保育所(園) · 認定こども園	幼稚園・認	認可外保育施設等※	
対象者	保育認定	教育認定	預かり保育	サバ
3~5歳児			無償化※	無償化※
(年少・年中・年長	無償化	無償化	月額上限額	月額上限額
クラス)			11,300円	37,000円
満3歳児	1	無償化	対象外	_
非課税世帯の 満3歳児	I	無償化	無償化※ 月額上限額 16,300円	-
非課税世帯の O~2歳児	無償化	I	ı	無償化※ 月額上限額 42,000円

※ の部分は「保育の必要性を認定」が必要となります。

- (1) 認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポートセンター等です。
- (2) 保育の必要性があると認定を受けるためには、現在利用している施設をとおして、下 記の書類を提出してください。
 - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)
 - ②「保育の利用を必要とする事由」を確認する書類(P4参照)
- (3) 上記申請に基づき以下の認定区分により町が認定し通知します。 子育てのための施設等利用給付の認定を受けていない状態で利用した場合は、無償化 の対象とならないため、必ず事前に申請し認定を受けてください。

認定区分	対象年齢	保育の 必要性	町民税
新1号	満3歳以上の子ども	無	_
新2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	有	_
新3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	有	非課税

- (4) 家庭状況等に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書」の提出をしてく ださい。
 - ・住所、氏名、保護者の勤務先が変わった場合
 - 保育の必要性がなくなった場合
 - ・保育の必要性の理由が変更となった場合 など

○3~5歳児クラスの副食費について

幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額(保育料)は無償化されますが、保育料に含まれていた副食費(おかず代、おやつ代等)については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる 費用のため、原則保育所等を利用する保護者が負担することになります。

備考

- (1) 副食費の料金設定・納付方法は各施設にて異なりますので、あらかじめご確認ください。
- (2) 1号認定及び2号認定にかかる副食費については、年収360万未満相当(注1)世帯と 第3子以降の子ども(注2)は免除となります。

(注1)年収360万円未満相当とは

1号認定子どもは、町民税所得割額77,101円未満の世帯 2号認定子どもは、町民税所得割額57,700円未満の世帯 (ただし、ひとり親世帯等は77,101円未満の世帯)

(注2) 第3子以降の子どもとは

1号認定子どもは、同一世帯の小学3学年から数えて第3子以降 2号認定子どもは、同一世帯の就学前児童から数えて第3子以降

- (3) 前年分の申告をしていない等、市町村民税額が確認できない場合は、免除が受けられない 場合があります。
- (4) 修正申告等で市町村民税額が変更となった場合、結婚や離婚等で世帯状況が変わった場合は、届け出ていただき、免除対象外となった場合は別途通知します。

○0~2歳児クラスの主食費・副食費について

管内保育施設において、0~2歳児クラスの子どもにかかるミルク代・おかず代・おやつ代等については保育料に含まれています。

別表3 利用者負担額表(3号認定)

	階層区分	利用者負担	額(月額)		
	Δ¥	3号認定			
区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
第 1	生活保護世帯等	0円	0円		
第 2	町民税非課税世帯	0円	0円		
第3-1	町民税均等割課税世帯	12,000円	11,800円		
第3-2	町民税所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15, 800円		
第4-1	町民税所得割課税額 64,000円未満	18,000円	17, 600円		
第4-2	町民税所得割課税額 81,000円未満	20, 500円	20, 100円		
第4-3	町民税所得割課税額 97,000円未満	23,000円	22, 600円		
第 5	町民税所得割課税額 169,000円未満	26,000円	25, 500円		
第 6	町民税所得割課税額 301,000円未満	30,000円	29, 500円		
第 7	町民税所得割課税額 397,000円未満	30,000円	29, 500円		
第8	町民税所得割課税額 397,000円以上	30,000円	29, 500円		

- (1) 「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法第20条第3項の規定による保育必要量の うち、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定 により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限 る。)の区分により行われる認定をいい、「保育短時間」とは、保育の利用1月当たり平均 200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)区分により行われる認定をいう。
- (2) 同一世帯に対象施設(新制度に移行しない幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援))に在籍する小学校就学前児童に該当する兄又は姉を1人有する者に係る利用者負担額は、利用者負担額表(2号・3号認定)に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- (3) 同一世帯に対象施設(新制度に移行しない幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設通所部・障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達支援))に在籍する小学校就学前児童に該当する兄又は姉を2人以上有する者に係る利用者負担額は0円とする。
- (4) 町民税所得割額が57,700円未満の世帯であって、当該児童に特定被監護者等がいる場合は、特定被監護者等の年齢に関わらず、第2子(特定被監護者等のうち年齢の高い方から数えて2番目の者をいう。当該者が2人以上いる場合は、いずれか1人の者に限る。)の利用者負担額は、利用者負担額表(2号・3号認定)に定める額に0.5を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、第3子(特定被被監護者等のうち年齢の高い方から数えて3番目の者をいう。)以後の児童の利用者負担額は0円とする。
- (5) 町民税所得割が77,101円未満の世帯であって、母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等に該当する場合で当該児童に特定被監護者等がいる場合は、特定被監護者等の年齢に関わらず、第2子以後の児童の利用者負担額は0円とする。
- (6) 町民税が非課税の世帯であって、当該児童に特定被監護者等がいる場合は、特定被監護者等の年齢に関わらず、第2子の児童の利用者負担額は0円とする。

別表4 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者等

階層区分	利用者負担額(月額)	
区分	3号認定	
	保育標準時間	保育短時間
第 2	0円	0円
第3-1	7,000円	7,000円
第3-2	7,000円	7,000円
第3-3		
第4-1	7,000円	7,000円
第4-2	7,000円	7,000円



20. 鶴田町保育等利用者負担額・副食費支援給付金事業について

町では、子育て世帯への支援を行うことを目的として、当町の教育・保育給付認定を受けて、 各教育・保育施設に納付する利用者負担額(保育料)・副食費と同額の費用を支援する事業を 行っています。

- 〇鶴田町保育等利用者負担額(保育料)支援給付金
 - 0~2歳児クラスの利用者負担額(保育料)について、保護者負担分が無償化となります。
- 〇鶴田町保育等副食費支援給付金
 - 3~5歳児クラスの副食費について、保護者負担分が無償化となります。

※上記の無償化には、保護者の申請が必要です。

- (1) 上記給付金は、保護者の申請によりお子さんの通う各教育・保育施設あて給付いたします。
- (2) 申請書は、利用者負担額・副食費の決定通知と同封されますので、ご記入のうえ入所(園) している各施設へ提出、もしくは鶴田町役場子ども健康課子育て支援係に返送下さい。
- (3) 申請は、年度に1回で、入所(園) する際、継続の場合は毎年4月に必要となります。
- (4)入所(園)中に修正申告等で新たに利用者負担額・副食費が発生した場合、町から申請書 を送付いたします。

